

就学援助費受給申請書

受付場所

指・連・学

切り取り線

富田林市教育委員会 様

下記の事項に同意したうえで、就学援助受給申請します。

- ア、支給方法として「申請者口座への振込」を希望した場合でも、学校諸費相当分については、同口座への振込を停止されること
- イ、支給される就学援助費の学校諸費相当分の受領、保管、学校諸費未納額への充当、返納に関する一切の権限を学校長に委任すること

- ②認定状況について学校給食課へ情報を提供すること
- ③審査・認定にあたり、富田林市教育委員会が所得情報、就学状況、世帯状況等を調査すること

申請者 (住所) 富田林市
 (保護者氏名) (連絡先 - -)

昨年度(R7年度) 富田林市就学援助 申請について (あてはまる項目に ○をしてください)	上に記入の申請者を含め、同居の方全員および、別住所に住民票のある保護者について記入してください。					取込
	世帯主	氏名 フリガナ	生年月日	学校名	学年	
申請した ・ 申請していない ・ わからない	世帯主	フリガナ	大・昭 平・令	小学生・中学生の記入時は ↓ 在籍校を記入してください。		
	同居する方	フリガナ	大・昭 平・令	小学校 中学校	年	
	同居する方	フリガナ	大・昭 平・令	小学校 中学校	年	
	同居する方	フリガナ	大・昭 平・令	小学校 中学校	年	
	同居する方	フリガナ	大・昭 平・令	小学校 中学校	年	
	同居する方	フリガナ	大・昭 平・令	小学校 中学校	年	
	同居する方	フリガナ	大・昭 平・令	小学校 中学校	年	

認定時の希望振込先について、【保護者口座】と【学校長を経由】どちらかの□にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	保護者口座への振込を希望（振込希望の口座情報を記入してください） ※ゆうちょ銀行希望の場合のみ下段
支給方法	金融機関名 支店名 口座番号(7桁) 右づめ記入 種別 口座名義(カタカナで記入)
	銀行・農協 信金 支店 出張所 普通
	ゆうちょ銀行希望の場合 記号(5桁) 番号(8桁) 右づめ記入 口座名義(カタカナで記入)
<input type="checkbox"/>	学校長を経由しての支給を希望（市立小学校・市立中学校在籍者のみ選択可能、口座情報の記入は不要です）

世帯状況 生活保護の受給について（どちらかに○） (受給している ・ 受給していない)
 同居所・同居に住民票がある方は、世帯が別であっても生計を一にしているとみなし、原則所得審査の対象となります。
 複数世帯で同居しており、申請者世帯のみでの審査を希望する場合は別途書類の提出が必要です。裏面をご確認ください。

入学金 小学校6年生（令和9年度（2027年度）新中学1年生）の保護者さまへ 【必ず提出前に確認してください】
 ← 令和9年度に富田林市市内の公立中学校へ入学予定の方は左の□にチェックをしてください。
 認定となった場合は、中学入学前に入学準備金を支給します。※市外転出、私学に入学される方は対象外です。
 (裏面も確認してください) →

この半券は就学援助申請の控えです。
結果通知（7月末予定）まで
保管してください。
初回支給は8月末日の
予定です。
（4/8～5/15に
申請した場合）

※教育指導室使用欄※

通帳もしくは キャッシュカード コピー貼付欄

学校払い希望者は添付不要

↓ これ以降は 該当する方のみ ご確認ください。

令和8年1月2日以降に富田林市に引っ越しした方が審査対象者に含まれる場合

就学援助の審査に必要な所得情報が富田林市で確認できないため、以下のどちらかの手続きが必要となります。

- 令和8年度所得証明書（6月1日以降に令和8年1月1日時点の住民票所在地で発行可能）を取得し、教育指導室に提出する（提出締切 令和9年1月29日 郵送提出可）
- マイナンバーを証明する書類と身分証明書を教育指導室に提示し、富田林市教育委員会から直接、対象者の令和8年1月1日時点の住民票所在地へ所得の照会を行うことに同意する
（（注意） マイナンバー連携による所得照会を希望される場合は、教育指導室まで来庁いただく必要があります。）

複数世帯で生計が別であることを申し立てる場合（証明書類の添付が必要です。）

光熱水費（電気、ガス、水道など）の供給会社への支払いを世帯ごとに各自で行っている場合は、各自での支払いを証明する書類（複数の名義の確認できる領収書等）の提出により、別世帯の方を審査対象から除く申立てができます。

別世帯の方を審査対象から除く申し立てを希望する方は、下の項目にチェックをした上で、申請者世帯とその他の同居者、各自の光熱水費の領収書を申請書裏面もしくは別紙で添付してください。

- 光熱水費について、供給会社への支払いを申請者世帯と他の居住者の各自で行っている。
- 生計別であることを申し立てるため、光熱水費の各自への請求と支払いを証明する書類を教育指導室に提出します。
（領収書等の添付は必須です。申請書提出時に書類の提出ができない場合は必ず指導室にご連絡ください。）